

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見草案を討議

2017/11/01

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会の午前の会合では、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見 36 号草案の第 2 読会が行われ、パラグラフ 6、7、8、9 が討議された。パラグラフ 6 は生命の剥奪について規定するものであり、検討の結果、「計画的な(deliberate)生命の剥奪」という文言を「故意による(intentional)生命の剥奪」という文言に置き換え、一般的意見 35 号に言及する脚注を付けるという変更が加えられ、採択された。パラグラフ 7 は生命の剥奪を回避する政府の義務を規定するものであり、検討の結果、委員会の権限に言及する脚注を付けるなど複数の変更が加えられ、暫定的に採択された。パラグラフ 8 は強制失踪について規定するものであり、検討の結果、複数の変更が加えられ、パラグラフは最後の部分に移動することとなり、暫定的に採択された。妊娠の終了について規定するパラグラフ 9 についても討議が開始され、様々な意見が出た。

自由権規約委員会 締約国と非公式会合

2017/11/01

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会の午後の会合では、締約国との非公式会合が行われた。岩沢雄司委員長は、70 カ国の定期報告書の提出が遅延しており、そのうち 15 カ国は第 1 次報告書すら未提出であり、25 カ国の報告書は 10 年以上も遅延していると述べ、これらの国々に対して、報告義務の遵守を最優先にするよう求めた。また、約 650 件の個人通報が審理未了になっている現状について、委員会としては会期中にもっと多くの通報を審理したいと思っているが、事務局の個人通報担当者が大幅に増員されない限り、この状態は続くと述べた。さらに、会合期間が延長されても、それに見合った職員の増員がなされないことに強い懸念を示した。締約国からは、人権条約機関の活動を支持する意見、条約機関の資源の増加が認められないことは締約国と条約機関双方にとって弊害があるという意見、また、個人通報手続の有効性を問う意見などがあつた。

ジャーナリストへの犯罪不処罰をなくす国際デーに向けて

2017/11/01

国連人権高等弁務官事務所

11月2日のジャーナリストへの犯罪不処罰をなくす国際デーに向けて、恣意的・略式・超法規的処刑、表現の自由に関する2名の特別報告者が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。今年世界で30人以上のジャーナリストが襲撃され亡くなった。こうした攻撃は、社会の番人としての報道の役割を破壊することを目的としている。調査報道を行う記者への攻撃は、当局に対する責任追及を弱体化し、腐敗や権力濫用の常態化を促す。当局が攻撃を放置すれば、殺人者とその協力者は目的を達成したことになる。こうした攻撃を終わらせなければならない。報道への怒りや不信を煽り、報道をテロ同様の犯罪のように扱うことは、ジャーナリストへの身体的攻撃につながる。攻撃の不処罰を終わらせるためにはまず、政府上層部が、ジャーナリストに対する憎悪のレトリック、抑留・訴追を中止し、すべての襲撃者を処罰すると確約すべきである。

普遍的定期審査作業部会開催の予定

2017/11/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の普遍的定期審査作業部会第 28 会期が 11 月 6～17 日に開催される。この会期で審査されるのは、チェコ、アルゼンチン、ガボン、ガーナ、ペルー、グアテマラ、スイス、韓国、ベニン、パキスタン、ザンビア、日本、ウクライナ、スリランカの 14 カ国である。審査を受ける国の代表は、作業部会に出席し、人権義務の履行状況、特に前回の審査後の状況について説明し、作業部会から積極的に評価できる点と課題が明らかにされる。各国の審査は 3 時間半行われ、その後 30 分間が勧告の採択に当てられる。今会期の最終文書は、2018 年 3 月の人権理事会第 37 会期で採択される。日本の審査は 11 月 14 日 9 時～12 時半に行われ、16 日夕方に勧告が採択される予定になっている。各国の審査の基礎となる報告書は以下に掲載されている

(<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/UPR/Pages/Documentation.aspx>)。

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見を引き続き討議

2017/11/02

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では昨日に引き続き、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見 36 号草案に関する第 2 読会が行われ、妊娠の自発的な終了について規定するパラグラフ 9 が討議された。委員からは、中絶の犯罪化は女性・少女の生命の権利を損なう危険な中絶につながるため、中絶を犯罪としてはならないことが強調された。また、第 1 読会や事例判断に参加していなかった 6 名の新委員が加わり、委員会の見解が変化した可能性があるため、委員会は事例判断との一貫性を保つよう留意しつつ、中絶の問題についてどのように対処してきたかを明らかにすべきであるという意見がみられた。さらに、パラグラフ 9 は、健康と社会政策に関わる非常に大きな問題を扱うものであり、委員会は各国にルールを押し付けるのではなく、将来のための明確なガイドラインを作成すべきであるという意見などがあった。

拷問禁止委員会開催の予定

2017/11/02

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 62 会期が、11 月 6 日～12 月 6 日に開催される。この会期では、モルドバ、カメルーン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、イタリア、モーリシャス、ブルガリア、東ティモール、ルワンダの拷問等禁止条約の実施状況に関する報告書の審査が行われる。また、条約 3 条(拷問のおそれがあると信ずるに足る実質的な根拠がある国への送還の禁止)に関する一般的意見修正案の検討が行われる予定である。さらに、拷問防止小委員会、欧州人権裁判所、アフリカ人権裁判所、米州人権裁判所などとの会合も予定されている。加えて、締約国内での拷問の制度的な実行を申し立てる情報、締約国による条約違反の被害者であると主張する個人からの通報の検討も行われる予定である。拷問等禁止条約は 1987 年に発効、現締約国は 162 カ国である。拷問・虐待防止のための選択議定書が 2006 年に発効し、拷問防止小委員会が設置された。現締約国は 84 カ国である。

COP23 に向けて 人権専門家が共同声明

2017/11/03

国連人権高等弁務官事務所

11月6～17日に開催されるCOP23に向けて、安全・清潔・健康・持続可能な環境に関わる人権義務、相当な住居の権利、移住者の人権、開発の権利に関する4名の特別報告者と人権と国際連帯に関する独立専門家が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。パリ協定は、気候変動が人権にもたらす悪影響と、世界的変動への対処における人権の重要性について、世界が認識したことを示すものである。世界が協力して、この合意を前進させることが必要である。COP23で討議されるパリ協定の実施のためのガイドラインは、透明性、責任追及、包摂、情報を与えられた意義のある参加、司法へのアクセス、平等、無差別などの主な人権原則を尊重すべきである。特に、気候変動がジェンダーと世代間の平等にもたらす影響に留意しなければならない。さらに、パリ協定の実施は、移住・難民に関するグローバル・コンパクト、「2030開発アジェンダ」などを補完するものでなければならない。

拷問禁止委員会第 62 会期開幕

2017/11/06

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 62 会期が開幕し、人権高等弁務官事務所の代表が開会の挨拶を行った。内容は以下のとおり。拷問は、戦時であっても、テロ対策としてであっても、決して正当化されず許されない犯罪である。拷問を行った者は、場所の如何を問わず責任を負い、被害者にはリハビリと救済を受ける権利がある。これを実現するには、拷問禁止委員会の永続的な活動が不可欠であり、その活動は、政府・市民団体の代表などの寄与により補強される。2014 年 3 月に始まった「拷問等禁止条約戦略」は、条約の普遍的批准、条約の批准・実施の課題・障壁への取組み、政府への法的助言・技術支援を目的とする。「戦略」の開始後、8 カ国が条約に加入し、条約の実施・研修のためのプログラムが開始され、各国が成功例を共有するための現実的手段となっている。各国政府の定期報告書と委員会の最終見解は、「戦略」を用いて優れた実戦をさらに追究するために、極めて重要である。

人権専門家が企業の税逃れの禁止を求める

2017/11/09

国連人権高等弁務官事務所

対外債務と人権に関する独立専門家と、人権・多国籍企業などの企業に関する作業部会議長が発言した。内容は以下のとおり。各国政府は有害な税の競争を止め、非倫理的な税逃れの仕組みをなくすために協力すべきである。すべての企業には、税逃れをすることによる人権への悪影響を回避する責任がある。パナマ文書や最近のパラダイス文書などが、税逃れが蔓延していることを明らかにした。富裕層や国際企業がタックス・ヘイブンを利用して税負担を軽くしているが、こうした実行は人権の実現を損なう。各国政府は、社会保障・公衆衛生・住居・教育への予算を減らさず、税の公正確保のために一層努力すべきである。税逃れの仕組みを助長する法律事務所も責任を負わなければならない。企業は人権や国際労働基準を尊重するだけでは不十分である。企業が倫理的とみなされるには、税についても責任をもたなければならない。

自由権規約委員会第 121 会期閉幕

2017/11/10

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 121 会期が閉幕した。今日の会合では、会期中に審査されたコンゴ民主共和国、ドミニカ共和国、オーストラリア、ヨルダン、モーリシャス、カメルーン、ルーマニアの報告書に対する最終見解と勧告が採択された。また、委員会の活動方法に関して、締約国の報告間隔を 1～2 年延長すること、フォローアップ報告の回数を 2 回から 1 回に減らし、必要な場合にのみ 2 回目のフォローアップ報告書の審査を行うことなどが決定された。今会期中には、53 件の個人通報が審査され、そのうち 18 件の本案について判断が下され、3 件が受理不能、32 件が審理打ち切りとなった。また初めて 1 件の通報について、関係者から意見を聞く機会がもたれた。第 122 会期は 2018 年 3 月 12 日～4 月 6 日に開かれ、ベラルーシ、エルサルバドル、グアテマラ、ハンガリー、レバノン、リベリアの定期報告書が審査される予定である。

人権専門家が ASEAN に対して共同声明

2017/11/10

国連人権高等弁務官事務所

ASEAN 首脳会議が 11 月 10～14 日に開かれるのを前に、平和的集会・結社、超法規的・略式・恣意的処刑、人権擁護活動家の状況、ミャンマーの人権状況に関する 4 名の特別報告者が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。ASEAN 地域では多くの市民社会組織が重要な活動を行っているが、彼らの活動状況は非常に悪化している。人権擁護活動家、社会活動家、弁護士、ジャーナリスト、独立系メディア、人々の権利を代弁し保護しようとする議員が、司法ハラスメント、起訴、脅迫、失踪、殺害の危険にさらされている。ASEAN 加盟国に対して、表現・結社・平和的集会の自由を行使する人々を保護する義務を厳格に果たし、すべての弱者の保護に一層努めるよう求めたい。今回の首脳会議は、人権の諸問題について真の前進を図り、ASEAN 加盟国が地域全域の人権確保に十分に努めていることを世界に示す機会にすべきである。

女性差別撤廃委員会 ジェンダーに基づく暴力に関するパネル

2017/11/14

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会では、ジェンダーに基づく女性に対する暴力に関する一般勧告 35 号について、パネル・ディスカッションが行われた。委員長は、第 67 会期で採択された一般勧告 35 号を説明し、一般勧告 19 号(1992 年)の内容を更新するものであり、女性に対する暴力を、女性を従属させ抑圧するために用いられる、ジェンダーに基づく女性差別の一形態として明確にみなしていると述べた。一般勧告 35 号作業部会議長は、この一般勧告は、ジェンダーに基づく女性に対する暴力を防止・撤廃する立法・行政・司法レベルでの各国の義務を定義する包括的文書であり、また被害者の保護に相当な注意を払う各国の義務、各国の政策のための具体的な指針を規定していると述べた。討議で発言者は、国内避難民や LGBTI の女性が暴力にさらされやすいこと、女性の権利に関する国内機関に十分な資金がないことを取り上げた。

ビジネスと人権に関する国連フォーラム開催の予定

2017/11/15

国連人権高等弁務官事務所

ビジネスと人権に関する国連フォーラムが、11月27～29日にジュネーブで開催される。各国政府、市民社会グループ、人権侵害の被害者、フォーブス500の企業幹部など、約130カ国から2,000人以上が参加し、60を超えるテーマ別セッションが行われる予定である。取り上げられるテーマは、責任ある企業活動における女性のリーダーシップ、外国人排斥・差別に対する企業の取組み、女性や先住民族の権利の確保、人権擁護活動家の保護、新技術がグローバル・サプライチェーンに新たにもたらす脅威と人権保護のための機会、サプライチェーンにおける現代的奴隷制撲滅のための政府の措置、サプライチェーンにおける児童労働に対する投資家の取組み、企業の人権活動に関するランク付けが企業の人権尊重に与える効果、人権リスク・侵害と銀行の融資・金融サービスのつながり、東京オリンピックにおける人権尊重などである。

人種差別撤廃委員会開催の予定

2017/11/16

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 94 会期が 11 月 20 日～12 月 8 日に開催される。この会期では、セルビア、アルジェリア、ヨルダン、オーストラリア、スロバキア、ベラルーシにおける人種差別撤廃条約の実施が審査される。また、「今日の人種差別」と題する討議、個人通報の審理も行われる。各国代表との討議はインターネット中継される予定である

(<http://webtv.un.org>)。人種差別撤廃条約は、1965 年に採択され、1969 年に発効した、最も歴史ある人権条約である。条約は、人種差別とは「人種、皮膚の色、世系または民族のもしくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限または優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権および基本的自由を認識し、享有しまたは行使することを妨げまたは害する目的または効果を有するもの」と定義する。現加盟国は 178 カ国である。

女性差別撤廃委員会第 68 会期閉幕

2017/11/17

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 68 会期が閉幕した。今日の会合では、ブルキナファソ、シンガポール、パラグアイ、ナウル、イスラエル、クウェート、ケニア、オマーン、ノルウェー、北朝鮮、モナコ、グアテマラに対する最終見解と勧告が採択された。今会期では、上記 12 カ国の報告書が審査されたほか、少女と女性の教育の権利に関する一般勧告 36 号が採択された。また、女性に対する暴力撤廃国際デーに向けて、女性に対する暴力に関する特別報告者や女性差別作業部会との協力強化に関する共同声明が採択された。さらに、ジェンダーに基づく女性に対する暴力に関する一般勧告 35 号について討議するパネル・ディスカッションも行われた。第 69 会期は 2018 年 2 月 19 日～3 月 9 日に開催され、チリ、フィジー、ルクセンブルク、マレーシア、マーシャル諸島、韓国、サウジアラビア、スリナムの報告書が審査される予定である。

移住者の子どもに関する共同一般的意見

2017/11/17

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会と移住労働者権利委員会が共同で作成した、移住者の子どもに関する2つの一般的意見が公表された。公表されたのは、(1)国際移住における子どもの人権に関する一般原則を規定する、移住労働者権利委員会の共同一般的意見3号、子どもの権利委員会の共同一般的意見22号、(2)国際移住における子どもの人権に関する出身国、経由国、目的国、帰還国の義務について規定する、移住労働者権利委員会の共同一般的意見4号、子どもの権利委員会の共同一般的意見23号、である。これらの共同一般的意見は、国際移住において子どもが直面する複合的・交差的人権侵害に対応するものである。また、移住・難民に関するグローバル・コンパクトなどの取組みにおいて、国際社会にとって不可欠のツールとなり、さらに、「持続可能な開発目標」の達成に寄与し、子どもが置き去りにされることはなくなるであろうと期待されている。

人種差別撤廃委員会第 94 会期開幕

2017/11/20

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 94 会期が開幕した。国連人権高等弁務官事務所の代表は開会の挨拶で、多くの国でナショナリストのデモ行進が行われていること、上級幹部などによる公的場での不寛容が常態化していること、人種主義的プロファイリング、移住者・難民の窮状を深く懸念していると述べ、人種などによるステレオタイプやプロファイリングに立ち向かう政府・市民社会・国内人権機関に対して人権条約機関が支援する必要があると訴えた。委員長は、しばしば人種的プロファイリングを適用する機関は、それにより人種差別が生じることを認識していないと指摘した。また、アフリカ系の人々、先住民族、ロマ、イスラム、特にイスラム女性などに対する人種差別の問題を取り上げた。さらに、ミャンマーの事態に言及し、同国に対して人種差別撤廃条約を批准するよう求めるとともに、委員会は条約の普遍的批准に向けてさらに努力する必要があると述べた。

アフリカ系の人々の人権に関する会合開催の予定

2017/11/22

国連人権高等弁務官事務所

アフリカ系の人々の人権の効果的促進・保護のための問題・課題・傾向・優先課題を討議する会合が、11月23～24日に国連欧州本部で開催される。この会合は、理解・正義・開発をテーマとする「アフリカ系の人々のための国際の10年」(2015～2024年)の一環で行われる。この会合はまた、各国政府が平等団体・国内人権機関・市民社会・開発機関・地域機関と連携し、「国際の10年活動計画」を効果的に実施する機会となるよう期待されている。

女性に対する暴力撤廃国際デーに向けた共同声明

2017/11/22

国連人権高等弁務官事務所

11月25日の女性に対する暴力撤廃の国際デーに向けて、女性差別撤廃委員会、国連の女性に対する暴力に関する特別報告者、女性差別作業部会、欧州評議会・アフリカ人権委員会・米州人権委員会の女性に関する専門家が共同声明を発表した。共同声明では、ジェンダーに基づく暴力の現実と厳格な禁止が強調され、政府、市民社会その他すべての関係者に対して、次の諸点が求められた。すなわち、同意の欠如を性的虐待の定義の中心要素とし、加害者と被害者の力関係を考慮すること、ジェンダーに基づくあらゆる暴力について国家統計機関がデータを収集すること、紛争状態の国では性暴力が戦術として用いられる現実を認識すること、女性に対する暴力・差別を許す法を改正し、慣習・実行を撲滅すること、裁判官・法執行官に対してジェンダーに敏感な研修を行うこと、女性に対する暴力事件のすべてを効果的に捜査し、加害者を起訴すること、などである。

人権専門家が中南米に環境条約の採択を求める

2017/11/27

国連人権高等弁務官事務所

環境に関わる人権に関する特別報告者など 10 名の人権専門家が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。人権・環境の保護に関する中南米各国の連帯・理解を明確に規定する新たな環境条約の採択は、同地域にとって画期的な出来事となるであろう。条約には、政府が人々の健康への影響だけでなく、食糧・労働・住居・安全な飲み水・衛生の権利への影響など社会的影響の評価にも取り組むと規定してもらいたい。また、大規模エネルギー・インフラ・採掘産業計画に関連して、情報・参加・司法へのアクセスの権利が強化されるよう期待する。中南米地域では昨年だけで 100 人を超える環境に関わる人権活動家が殺害されており、同地域は環境に関する人権擁護活動家にとって最も危険な地域の一つとなっている。この点でも、新条約は極めて重要である。環境保護のためには、環境を守る活動に従事する人々の人権を保護しなければならない。

拷問禁止委員会 委員会の最終見解などのフォローアップを討議

2017/11/28

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会では、各国の定期報告書に関する委員会の最終見解・勧告のフォローアップについて討議が行われた。担当委員は、多くの国がフォローアップ手続きに従っているが、フィリピン、モンゴル、トルコなど報告書を提出していない国には書状を送付する予定であると報告した。また、フォローアップへの市民社会団体・国内人権機関の参加率が低い、専門家機関の参加は増えていると述べた。さらに、各国の報告書の内容について、すべての報告書はいくつかの勧告の実施を評価するのに十分な情報を含んでおり、実施に向けた進展は認められるものの、勧告を完全に実施したという報告書はみられないと説明した。また、翻訳サービスが不足しているために、アラビア語やフランス語の報告書を提出した国々のフォローアップの評価が進まないと述べた。続いて、個人通報に関するフォローアップ担当の委員が、12件中6件が委員会の勧告を尊重していないと報告した。

人権教育に関する国際会議開催の予定

2017/11/28

国連人権高等弁務官事務所

人権教育国際会議が「多様性を持たせる」をテーマに、11月30日～12月3日にモントリオールのコンコルディア大学で開催される。この会議は国連人権高等弁務官事務所、カナダの人権教育センターなどが共催するもので、50カ国以上から約300人の人権教育関係者、研究者、人権擁護活動家らが参加する。全体会議やワークショップでは、最も差し迫った世界の課題、すなわち過激主義者の暴力撲滅、難民・移住者の社会への包容確保、人権擁護活動家の支持、女性・少女のエンパワー、不平等・差別の撤廃、先住民との関係確保などについて、人権教育の対応が取り上げられる予定である。基調演説を行うギルモア国連人権担当事務次長補は、「人権教育は、人々が自らの権利を知り、権利を要求し守ることを助け、そして他の人々の権利のために立ち上がるよう促すものである。人権に対するバックラッシュが起きているときにこそ、人権教育と知識は重要である」と述べた。

少数民族に関する国連フォーラム開催の予定

2017/11/29

国連人権高等弁務官事務所

少数民族問題に関する国連フォーラムが11月30日～12月1日に国連欧州本部で開催される。10回目となる今年のフォーラムでは、包摂的・多様な社会の促進における少数民族出身の若者の役割に焦点が当てられ、400人以上が参加する。少数民族出身の多くの若者も参加すると見込まれており、中には政府代表として出席する者もいる。少数民族問題に関する特別報告者は、少数民族出身の若者は変化の真の担い手であり、世界中の少数民族の状況改善に貢献する可能性をもっており、彼らの人権をさらに理解・維持するために努力が必要であると指摘する。また、今年は少数民族の保護に関する国連宣言25周年に当たり、今回のフォーラムは同宣言を政府の行動指針とする方法を考える重要な契機となると強調する。このフォーラムで行われる少数民族の若者に関する勧告は、来年3月の人権理事会に提出される予定である。